

経営移譲年金裁定請求書(旧制度) チェックシート

(様式第50号の2)

チェックポイント	チェック欄	
【必ずチェックして頂くもの】	〈JA〉	〈農委〉
○ 年金を継続して受給するために必要な手続き等を記載した「年金受給に係る重要事項説明書」を用い、請求者へ説明及び交付を行った。	☐	☐
○ 請求者の住民票、戸籍抄本又は運転免許証(写)等が添付されている。 (住民票又は戸籍抄本が写しの場合は、原本証明がされている。)	☐	☐
○ 請求年月日(JA受付年月日=A面(1)欄)、D面(76)欄の農業従事証明年月日は、 経営移譲終了日(A面(9)欄)以降になっている。	☐	☐
○ 年金を受け取る預貯金通帳の口座番号(7桁)は正しく記入されている。(A面(7)欄)	☐	☒
○ 経営移譲終了日(A面(9)欄)は正しく記載されている。 また65歳到達日(65歳の誕生日の前日)より前になっている。	☐	☐
○ 基準日現在の農地等面積は3,000㎡以上ある。(A面(10)欄) (道南を除く北海道にあっては、10,000㎡、沖縄県にあっては、2,000㎡)	☐	☐
○ <u>「農地台帳」等をもとに、経営移譲終了日時時点で処分漏れ農地等が無いことを確認している。</u> (例えば、共同相続財産となっている農地持分、他市区町村の農地等)	☒	☐
○ <u>農地等の処分を確認できる書類が添付されている。</u> → 農業者年金業務資料 1 ①-221ページ参照	☒	☐
○ 加算付年金を請求する(A面(11)欄)場合の記入欄(B面、D面)はもれなく記入されている。	☒	☐
○ 繰下げ希望の有無を確認している。また指定年月は、1日生まれの者は、「誕生日」、 2日～月末生まれの者は、「誕生日の翌月」となっている。(A面(12)欄)	☐	☐
○ 国民年金資格との突合結果欄は、「該当していない」、「該当している」のいずれかに○印が付いている。また、「該当している」に○が付いている場合は、資格訂正届を提出した年月日が記入されている。(E面(81)欄)	☒	☐
○ 経営移譲管理カードの諸名義の変更等について確認がなされている。 ⇒ E面(82)欄の諸名義のチェックは(後継者は全ての名義)もれなくされている。	☐	☐
【該当する場合にチェックして頂くもの】		
○ 請求者以外の世帯員名義の農地等がある場合、「世帯員別農地等権利名義調書」が添付されている。	☒	☐
○ 経営移譲の相手方が後継者の場合、戸籍抄本等が添付されている。 (戸籍抄本等が写しの場合は、原本証明がされている。)	☐	☐
○ 経営移譲の相手方が後継者の場合、「農業従事年数・月数」は要件を満たしている。 (B面(21)欄) また証明(D面(76)欄)を受けている。	☒	☐
○ 後継者が政策支援区分3で加入している場合、様式第5号「政策支援加入要件不該当届」の提出を行っている又は現在準備中である。	☐	☐

【注意】

- このシートは、裁定請求書を提出する際に、農協、農業委員会それぞれの確認用としてお使い下さい。
なお、記入、確認後は、裁定請求書と一緒に提出して下さい。
- 記入方法等がわからない場合は、各都道府県農業会議・都道府県農協中央会又は下記までお尋ね下さい。

【以下は農業委員会で記入】

市町村名	
市町村コード	

【担当】 独立行政法人 農業者年金基金 業務部給付課裁定班 電話 03-5919-0337
